

平成25年4月1日適用
社会福祉法人新町保育会

新町保育会旅費規程

第1条 理事および監事が、研修会、諸会議に参加するための、出張に際しては、次のとおり旅費を支給する。

旅費・日当	
青梅市内	1,000円
都区内	交通費実費+2,000円
都外	交通費実費+3,000円

第2条 理事会の参加については、1回あたり1,000円とする

第3条 前条の規定以外で必要とする事項については、理事長が専決する。